

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター

利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）の倫理規程第6条に規定する役職員の「利益相反の防止及び開示」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、センターの役職員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにセンター以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に書面又は電磁的記録で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、センターと役員との利益が相反する可能性がある場合（センターと業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによって利益相反する可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役職員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由により利益相反する同行為を行う場合には、事前に事務局長に書面又は電磁的記録で申告するものとする。

(定期申告)

第4条 役職員は、毎年7月に兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面又は電磁的記録で申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容の確認を徹底した上、理事長と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、センターとの利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面又は電磁的記録は、事務局長が管理するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会による。

附則

この規程は、令和2年7月18日から施行する。

別紙

- (1) センターが助成する事業を行う民間公益活動団体又はこれらの団体になり得る団体等（以下「民間公益活動団体等」という。）の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- (2) センターが助成する事業を行う民間公益活動団体又はその役員もしくはこれに準ずるもの若しくは従業員（以下「民間公益活動団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他のこれらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けすること。ただし、民間公益活動団体等又は民間公益活動団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- (3) 役職員は、業務を行うにあたり、理事、職員、センターのその他関係者あるいは事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えること。
- (4) 民間公益活動団体等又は民間公益団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けすること。
- (5) 民間公益活動団体等又は民間公益活動団体等役職員から未公開株式を譲り受けすること。
- (6) 民間公益活動団体等又は民間公益活動団体等役職員から供応接待を受けすること。
- (7) 民間公益活動団体等又は民間公益活動団体等役職員をして、第三者に対し第2号から第6号までに掲げる行為をさせること。